

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

三 番 瀬 再 生 会 議

会 長 大 西 隆

平成20年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について(意見)
平成20年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について、下記のとおり
意見を述べます。

記

1 実施計画(案)の修正について

実施計画(案)については、別表のとおり修正を加えること。

2 事業実施に当たって留意すべき事項について

事業の実施に当たっては、三番瀬再生会議において留意すべきとされた事項について、十分に配慮して進めること。

特に、重要事業に係る個別の検討委員会等での検討内容については、再生会議でも十分に報告を行なうなど、再生会議との連携をさらに図ること。

また、県が広域的な観点から調整を図るべき事業については、地元市や国との連携をさらに密にし、積極的に推進すること。

なお、生物多様性の回復のための目標生物調査事業については、「生物多様性の回復の度合いを県民にわかりやすく示す」という事業目標を達成するため、漁業者をはじめとする地元関係者や専門家の意見を踏まえるのはもとより、特に、一般県民からの視点をも踏まえて、目標生物種の候補の選定を進めるよう努めること。

平成20年度三番瀬再生実施計画（案）に対する意見

節名・事業名 実施計画（案）該当頁	平成20年度三番瀬再生実施計画（案）	三番瀬再生会議の意見
1 干潟・浅海域 1 干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験 2 淡水導入の検討・試験 （1頁）	そこで、現在残る干潟的環境を保全しつつ、三番瀬の多様な環境再生の試みとして干潟環境（干出域等）形成の試験及び淡水導入の試験の実施に向け、三番瀬再生試験計画等検討委員会の意見を踏まえ、引き続き事前環境調査を実施するとともに、試験計画及びモニタリング計画を策定し、漁業者、関係機関等との協議等を行います。	そこで、現在残る干潟的環境を保全しつつ、三番瀬の多様な環境再生を試みるため、 <u>試験の目標を明確にしつつ、引き続き事前環境調査等を実施しながら、干潟環境（干出域等）形成及び淡水導入の試験計画及びモニタリング計画を策定します。</u> <u>その際、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の意見を踏まえるとともに、漁業者、関係機関等との協議等を進めます。</u>
	1 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の開催 4回	1 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の開催 （回数の記述を削除する）
	3 事前環境調査の実施（春季・夏季・秋季）	3 事前環境調査等の実施（春季・夏季・秋季等）
2 生態系・鳥類 1 行徳湿地再整備事業 （2頁）	2 検討協議会開催 施設の整備内容等について、行徳内陸性湿地再整備検討協議会での検討を行います。 ・年2回開催	2 検討協議会開催 施設の整備内容等について、行徳内陸性湿地再整備検討協議会での検討を行います。 （回数の記述を削除する）

節名・事業名 実施計画（案）該当頁	平成20年度三番瀬再生実施計画（案）	三番瀬再生会議の意見
2 生態系・鳥類 2 三番瀬自然環境調査事業 (3頁)	そこで、平成18年12月の三番瀬再生会議からの意見を踏まえ、生物とそれを取り巻く環境についての定期的な調査を行います。	そこで、 <u>三番瀬再生会議（評価委員会の検討結果に基づく）</u> からの意見を踏まえ、生物とそれを取り巻く環境についての定期的な調査を行います。
3 漁業 1 豊かな漁場への改善方法の検討 (5頁)	三番瀬周辺海域は、地形、海況等の変化により、漁場としての機能が低下していることから、三番瀬の漁場特性を整理し、漁場ごとに改善方向を検討していくことが必要です。	三番瀬周辺海域は、地形、海況等の変化により、漁場としての機能が低下していることから、三番瀬の漁場特性を整理し、 <u>小区画</u> ごとに改善方向を検討していくことが必要です。
5 海と陸との連続性・護岸 1 市川市塩浜護岸改修事業 (21頁)	平成18年12月の三番瀬再生会議からの意見を踏まえ、18年度～20年度施工区間等を対象として、護岸工事による影響等を把握するため地形測量、底質、生物、波浪等のモニタリング調査を実施します。	<u>三番瀬再生会議（評価委員会の検討結果に基づく）</u> 等からの意見を踏まえ、18年度～20年度施工区間等を対象として、護岸工事による影響等を把握するため地形測量、底質、生物、波浪等のモニタリング調査を実施します。
5 海と陸との連続性・護岸 3 自然再生（湿地再生）事業 (23頁)	そこで、市川市塩浜地区の市川市所有地において、検討委員会の検討を踏まえ、塩浜護岸の改修や地元市・関係機関等との協議調整を図りながら、自然再生（湿地再生）の基本的事項を確定させていきます。	そこで、市川市塩浜地区の市川市所有地において、検討委員会の検討を踏まえ、塩浜護岸の改修や地元市・関係機関等との協議調整を図りながら、自然再生（湿地再生）の基本的事項を確定させていきます。 <u>また、自然再生の実現を図るため地元市や関係機関と協議を進めます。</u>